

平成24年度 東京都税制調査会
第4回小委員会 議事録

日 時 平成24年10月1日(月)

場 所 都庁第一本庁舎 33階北側N6会議室

平成24年度 東京都税制調査会第4回小委員会

平成24年10月1日（月）9：45～11：45
都庁第一本庁舎 33階北側N6会議室

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第4回小委員会次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、本日御審議いただきます「中間報告 骨子」でございます。

一番右側ですが、8月に成立しました一体改革関連法の概要でございます。上の厚い方が国税関係でございます。財務省が作成した法律案の概要をもとに、国会提出後に修正された内容を加除してございます。

下の薄い方は、地方消費税及び地方交付税に関するものでございます。こちらは法律の概要を総務省のホームページからそのまま抜粋したものでございます。

その下に、「平成23年度東京都税制調査会答申」を付けております。こちらは適宜御参照いただければと存じます。

よろしければ、会議を始めさせていただきます。

進行につきましては、小委員長にお願いいたします。

【小委員長】 皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまから、「平成24年度東京都税制調査会第4回小委員会」を開催させていただきます。

それでは、本日のテーマの審議に入ります。

本日は、「平成24年度東京都税制調査会中間報告の骨子について」ということでございますので、まず骨子について事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、資料「平成24年度東京都税制調査会中間報告 骨子」をごらんください。最初に、骨子の構成を御説明したいと思いますので、目次のページをごらんください。

中間報告は3部構成となっております。

第1部は、「税制の抜本改革に関する当調査会の考え方」でございます。ここは、前回小委員会の最後に、小委員長からもお話がございましたとおり、前期答申の第1部の税制改革の視点等の趣旨を要約し、統計をアップデートして検討の素案としたものでございます。昨年度答申におきましては、この視点のところに5つの章が立てられておりました。5つといたしますのは、分権の推進、財源の確保、時代に対応した公平な実現、環境重視、震災復興・防災都市づくりです。今年度は環境と防災都市づくりについては議論していただいておりませんが、重要な視点であることには変わりがないということで、「4 重要な政策課題への対応」としてまとめさせていただきます。

次に、第2部、「税制抜本改革のあり方」でございますが、ここでは今般成立した社会保障・税一体改革法について、これまで当調査会でも主張してきましたので、それと比べて検証をしております。

最後の第3部は「その他の検討事項」として、主に第3回小委員会において御議論いただきました公平な徴収を担保する仕組みと、これからの固定資産税制について記載しております。なお、委員の皆様にも事前にお送りさせていただきましたときは、第3部の2のタイトルのところが「これからの固定資産税」となっていたのですが、「これからの固定資産税制」と修正させていただきました。

また、昨年度の答申では、第2部で税制改革の方向性という部分を設けて、主な税目の基本的考え方と今後の方向性などについて記載しましたが、今年度は小委員会において社会保障・税一体改革法で挙げられた税

目以外の税目については御議論いただいておりますので、この部分につきましては来年度以降の検討課題とさせていただきます。

続きまして、中間報告骨子案本文の説明をさせていただきます。

事前に皆様に骨子案をお送りさせていただきましたから、語句の統一や数値の精査などをいたしましたので、変更になっているところが若干ございます。また、内容を修正した部分につきましては下線を引いておりまして、その都度御説明をしたいと思います。

それでは、1ページ、第1部「税制の抜本改革に関する当調査会の考え方」でございます。

「1 地方分権の推進」は、考え方といたしましては昨年度答申から変わっておりません。

2ページの中ほど「2 財政の持続可能性の確保」ですが、昨年度は公共サービスに必要な財源の確保という節に記載した内容でございます。より厳しさを増す財政状況ということで見出しを変えております。

3ページの下、「3 時代に対応した『公平』の実現」となっておりまして、ここも昨年度答申を踏襲しておりますが、(1)は少子・高齢化に加えて人口減少というものを追加いたしました。

5ページ一番上のパラグラフですけれども、少子・高齢社会にふさわしい税源の涵養を図っていくことを検討すべきという部分を追加しております。

(2)格差社会への対応ですが、昨年度答申では、所得格差の拡大に対応した税制としておりましたけれども、格差については問題とされることがより多くなっていることから、この中間報告骨子案におきましては、正規雇用者と非正規雇用者の格差、世代間の格差、貧困の問題などにも触れて、少し長くなっております。

6ページの下「(3) 活力ある経済社会を目指して」も、ほぼ昨年度答申を踏襲しております。

7ページ「(3) 活力ある経済社会を目指して」の最後のパラグラフのところ、新たな活力を生み出していくためには、教育投資、人的資本の充実が重要というところが昨年度答申に付け加えてあるところがございます。

次に「4 重要な政策課題への対応」ですが、先ほど構成の御説明のときにも申し上げましたとおり、環境重視の視点、災害に強いまちづくりの視点について簡単にまとめて記載しております。

環境につきましては8ページになりますけれども、平成24年度税制改正で導入されることとなりました国税の温暖化対策税について、地方自治体が財源を確保する仕組みについて早急に確立すべきということを書いております。

9ページの第2部、「税制抜本改革のあり方」をごらんください。

最初に、「1 社会保障・税一体改革と地方税制」でございます。

ここではまず、今回成立しました一体改革関連法について、消費税率上げは財政健全化に向けた第一歩と位置づけられますが、上から4つ目のポチで、「一体改革」とされた社会保障改革や税制全体を通じた改革として挙げられた所得税等の見直しは、一部を除き結論が先送りされる結果となった。今後の社会保障制度全体のあり方、受益と負担のあり方、税と社会保険料を合わせた国民負担のあり方、税制全体のあるべき姿といった本質的な議論が十分になされたとは言いがたいとしております。

10ページ、最初のパラグラフでは、地方単独事業の役割が一定程度認められたことには意義があるとして、次のパラグラフで、今後は国と地方の協議の場を実効性のあるものとし、より主体的に国と協議していくことが不可欠としております。

また、そのページの最後のパラグラフでは、行政改革を推進し、社会保障分野にとどまらず歳出全体にわたる効率化を進めるとともに、負担のあり方について国民的な議論を進めることが必要としております。

次のページ、地方消費税・消費税でございます。

11～12ページの表のところまでは一体改革関連法の内容でございます。

12ページ一番下、地方消費税率の引上げについての評価。ここでは、地方の安定的な自主財源として地方

消費税の充実が図られたことについて評価しております。

また13ページの2つ目のパラグラフで、偏在性の小さい税体系の構築という観点からも評価しております。

同じページの4つ目のポチですが、地方の対人社会サービスの提供に直接従事する職員の人件費について、給付の担い手としての側面を評価するとされたものの、引上げ分の消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化に使わないとの観点から、給付に該当しないとして対象が限定されることになったことは地方の実態を踏まえた取扱いとは言えないとしております。

次に、地方消費税の使途についてですが、これまでも当調査会が主張してきましたとおり、地域の実情に応じた幅広い行政サービスに対する需要が見込まれることから、地方がその役割に応じて自由に使える財源が必要であり、14ページで、引き続き一般財源とすることが適当としております。

次の景気条項につきましては、昨年度答申のままになっております。

低所得者への配慮につきましては、一体改革関連法に給付付き税額控除だけでなく複数税率についても総合的に検討するとされたことから、15ページ、軽減税率とその問題点、給付付き税額控除の課題を並べて記載してあります。

15ページの下から16ページにかけて、清算基準についてでございます。清算基準につきましては、今回の法律では特に記載はありませんが、清算基準を都道府県間の財政調整のための基準として使えばいいのではないかという主張をする方もいらっしゃるということから、これはあくまでも税収を最終消費地に帰属させるための客観的な指標であると強調してあります。

16ページの下、地方消費税の賦課徴収について、ここも昨年度答申を踏襲して記載してございます。

17ページ、(2) 今後の主な課題でございます。ここでは、地方消費税、消費税以外の税目で一体改革関連法で検討課題などとされたものについて記載いたしました。

17ページの後段は、地方法人課税についてございまして、地方法人特別税、地方法人特別譲与税については当然撤廃して地方税として復元すべきであるとしております。

18ページ、地方法人課税の意義、法人事業税については外形標準課税の拡大などについて述べております。

18ページの後半には、個人住民税についてありますが、昨年度答申に沿って記載してあります。

19ページ、③の自動車取得税でございますが、自動車に係る税負担につきましては、環境問題への取り組み強化が求められること、諸外国に比べて低い水準であること、地方自治体にとって重要な財源であることなどから、負担の軽減には慎重であるべきこと。また、税収中立を前提に、自動車取得税をより環境に配慮した地方税に組み替えることも考えられるとしております。

次に、「2 地方財政調整制度」でございます。

(1) 地方財政調整の意義は、昨年度答申を踏襲してあります。

20ページ、(2) 税の偏在とは何かでございますが、首都である東京に税収が一定程度集中するのは、大企業や従業者など多く集まっていることから必然性があること、また下から2行目、税収が行政サービスの経費に充てられる以上、自治体が実施する行政サービス、財政需要の大きさを考慮に入れる必要があるということに記載してあります。

21ページでは、東京に存在する財政需要につきまして、その効果が全国に波及することなどを記載してあります。

(3) 地方交付税制度のあり方でございます。ここでは財政調整を行った後の一般財源額で見ますと、東京は全国の平均の0.99倍まで平準化されていると述べております。

22ページにかけて、地方交付税制度の意義について記載し、制度自体の公平性・透明性を高めていくべきとしております。

22ページの中ほどの(4) 地方税と地方財政調整制度をめぐる論点では、偏在性の小さい税体系を構築するための方法として、税源交換、地方共同税、法人二税の分割基準の見直し等が議論されることがあるとしておりまして、24ページまでにかけてそれぞれについての本論を記載しております。

24ページの3つ目のポチですけれども、財政調整はあくまでも地方交付税制度という原則的方法で行われるべきとして、次の次のパラグラフで、今必要なのは、行政の無駄を徹底的に見直すとともに、国民の理解を得て税収のパイそのものを拡大し、必要な財源を確保すること、中長期的視点に立った産業政策等により、地域の活性化を図り、地方自治体間における経済格差の縮小を図っていくことであるとしております。

(5) 地方法人特別税と地方法人特別譲与税のところですが、創設の経緯、内容を記載し、確実に撤廃し、地方税として復元すべきとしております。

25ページの下、(6) 地方譲与税の譲与制限です。地方揮発油譲与税で行われている譲与制限について、公平性の点で問題があるということ指摘しております。

27ページ、第3部のその他の検討事項でございます。最初に、「1 公平な徴収を担保する仕組み」でございます。

(1) 公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収におきましては、税制や税務行政が国民から信頼され、理解を得るためには、負担の公平や課税の適正が確保されていることが重要であるとし、滞納整理の推進や所得捕捉の適正化等への一層の取組が必要なこと。歳入庁につきましては検討されていますが、具体的なことはまだということですか、28ページ、諸外国の事例などについて記載しております。

(2) 番号制度につきましては、諸外国の事例を示し、番号制度の課題等について記載いたしました。

28ページの上のほうをごらんいただきますと、番号法案は前の国会におきまして継続審議となりましたが、ここは現在の状況ですので四角で囲んでおりまして、中間報告をまとめるときまでに何らかの動きがあれば記述を修正していきたいと考えております。

30ページ、(3) 租税教育でございます。1つ目のパラグラフの2行目で、納税者一人ひとりが租税の意義や役割を理解し、その用途に関心を持つとともに、納税者として社会のあり方を主体的に考える姿勢を持つことが望ましいとしております。

その後、23年度の税制改正とその後の動きを書いておりまして、31ページの1つ目のポチで、今までの租税教育は税金を納めなければ必要な財源を賄うことができず、公共サービスが受けられないという側面ばかりが強調され、租税の役割である所得再分配機能や納税による社会参加の意義、受益と負担の関係などに対する理解が十分に涵養できていないとの指摘もあり、課税側の論理だけでなく納税者側の視点も取り入れた租税教育を行っていくべきであると書いております。

また、2つ目のポチの下、行政の適切な施策と公正な執行はもちろん、税負担と給付の関係が理解できるよう、国民の税の対する意識を高めることも重要としております。

次に、「2 これからの固定資産税制」でございます。(1) 少子・高齢社会における固定資産税制といたしまして、32ページ、2つ目のポチにありますように、リバース・モーゲージについて自治体を中心となって充実させていくことも考えられるとしております。

(2) のまちづくり等への活用のあり方では、33ページ、都市計画税について記載しております。ここでは制限税率を緩和することによって、地方自治体がみずからの裁量で、地域の実情に応じた災害対策や環境に配慮した都市づくりなど、都市の新たな行政需要に対応できる財源を確保できるようにしていくことが望ましいとしております。

次に、ポチ2つ目からは空き家の話になっております。近年、適正に維持・管理されていない空き家が問題となっておりますが、取壊しが進まない理由の1つに税制が挙げられることがあり、空き家への対策として市町村

などの地方自治体はさまざまな施策を展開していることを述べた上で、これらの空き家を放置した場合、税制上の軽減措置を縮小すべきという意見もあるが、反対に空き家の所有者が経済的負担に耐えられないものも多いと見込まれることから、負担増については慎重な検討が求められるとしております。ここは、事前にお送りした資料では「税制上の」と書いてあったのですが、「住宅用地に係る」に修正しております。

次に防災関係ですが、このページの下から2行目のところですけれども、昨年度の答申でも意見として記載しておりました木造住宅密集地域における建物の不燃化につきましては、都では10年プロジェクトを立ち上げ開始したところでございます。来年度からの実施になりますので、34ページの1行目は、「実施」ではなく「着手」と修正しております。

また34ページの上から住宅の不燃化促進について書いております。税制面から不燃化の促進を図ることについても検討を行うべきと記載しております。このパラグラフですが、2つ「住宅の」という言葉が抜けておりましたので、耐震化と不燃化促進の前に「住宅の」を付けさせていただいております。

最後、(3) その他の課題といたしましては、固定資産税については評価・課税の仕組みが複雑である等の問題が指摘されておりまして、簡素で納税者にわかりやすい評価・課税の仕組みのあり方について検討を行うことが必要としております。

次のパラグラフでは、据え置き年度における簡易な評価替えについて、地域的に激しい地価変動が続く状況を考慮すると恒久措置とすることも考えられると記述しております。

最後のパラグラフは、昨年度答申を踏襲しております。

中間報告骨子の内容の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料、中間報告の骨子について委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

まず、三十数ページにわたるものですので区切っていきたいと思うのですが、最初の「I 税制の抜本改革に関する当調査会の考え方」。ただいま説明しましたとおり、3年間の審議をまとめた答申を昨年出しておりますけれども、そこでまとめたものを中心に、統計などをアップデートした形で、さらに今年度の課題が多少変化しておりますので、それを素案として出させていただいております。ここについて御意見をいただきたいと思いますが、1～8ページまで語句などについて何か質問がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 細かいことで恐縮ですが、わからないのでお聞きします。

5ページの中ほどに、「また、相対的貧困率も上昇傾向にある」とありますが、この相対的貧困率というのはどういうものなのでしょうか。

【税制調査課長】 世帯所得の中央値の50%未満の世帯所得の個人の割合ですので、所得を世帯ごとに並べていって真ん中になった世帯所得の半分より下にいる人の割合ということです。

【小委員長】 昔、日本は低かったのですが、だんだん上昇して行って、アメリカほどではないのですが、先進国の中でもかなり高いほうに来ているという変化が最近生じているわけでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【小委員長】 それでは、このIのところについて意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

先ほど説明しましたとおり、前回の答申では環境問題、いわゆる震災あるいは防災対策について非常に詳しく御議論いただいたのですが、今回はまだその話を詳しくやっておりませんので、簡単に7～8ページにかけて環境関連はコンパクトにまとめさせていただいております。またこれは来年、再来年とございますので、どういうふうに扱うかについては審議を進めたいと思っております。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 まず、技術的な話なのですけれども、5ページの先ほど出た相対的貧困率ですが、要するに貧困問題と格差問題はテクニカルに言うとは別の、読んでいて疑問に思われる方がいるかもしれないと思います。

5ページの一番下のところの資産格差ですけれども、これは別に書いているのですか。世代間の所得格差、資産格差は別の問題として併記されているということでもいいのですか。世代間の所得格差プラス世代間の資産格差ということなのでしょうか。それとも世代内の資産格差ということですか。

【税制調査課長】 世代間の所得格差、世代間の資産格差と考えていたのです。

【委員】 よく言われるのは、年をとると所得格差なり資産格差はかなりできますので、お年寄りだけとつてもかなり格差は当然出るという問題はよく指摘されていることなので、これはちょっとわかりにくいかなと思いました。親が若いときは資産を持っていなくても、自分の親が資産をいっぱい持っていれば、または自分の親が資産を持っていないときは相続という観点からさらに格差ができますので、この点も言及されるといいのかなと思います。

あとは、この間もお話しましたが、分権は時代の要請でありというフレーズは、もうちょっとお考えになられたほうがよいような気がします。

3ページは東京に限った話ではないですね。人口の話なのですけれども、東京の人口というのはどうなのか。東京の人口も減ってくるのですか。

【税制調査課長】 はい。東京の人口もいずれは減っていくのですけれども、ほかのところよりは減り始めるのが遅いはずですよ。

【委員】 この間いただいた資料では、2020年までは東京は人口が増えるというデータがあります。

【税制調査課長】 そうです。いずれは減っていくのですけれども、ほかのところと比べると、今はまだ増えています。

【小委員長】 ありがとうございます。

幾つかございました。格差問題と貧困問題の違いをどう表現するかという点が1つございます。考えさせていただきたいと思います。5ページの一番下のところですよ。少子・高齢化の進展による世代間の所得格差、資産格差ということで、これも表現がもともと高齢者というのは、高齢者同士の間でも格差が大きいということがございますので、そのことも含めて表現を考えさせていただきたいと思います。

分権の話は前期からずっと議論いただいているところですので、どういう表現がいいのかということについて、これも前期の答申も改めて読み返しながらかえさせていただきたいと思います。

人口は今もお話があったとおり、減り始めるのが遅いというのはそうなのですが、しかし、御存じのとおり、東京都というのは一番合計特殊出生率が低いというのも有名ですので、ほかの地域から入ってくるという面はあるのですが、減り始めるとすごく早く減るという面もあるということでございます。そういった統計的な推計も出ておりますので、そこも正確に記載できればと思っております。ほかはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これまでの審議会で出席できていなかったこともありますので、今まで発言できなかった分も加えてこの案に関して該当する部分で意見をこれから述べさせていただきたいと思っております。

今、格差の話がありましたので、先に5～6ページにかけてのところですよ。確かに〇〇委員御指摘の資産格差に関連するところは、この案文でも触れていることだと思うのですけれども、それならば、せっかく地方税として資産課税として固定資産税を持っているわけですから、ここについてこの案文のどこかで触れておいたほうがいいかもしれないと。例えば6ページの2つ目のポツのところ、また、金融所得課税のあり方も検討課題であると書いてあるわけですが、金融所得課税だけということにしては確かに資産に関連する課税ではあるけれども、固定資産税も資産にまつわるものであろうということであれば、例えばこの辺りにも検討課題というようなも

の1つとして固定資産税のあり方というのを問うてもいいのかなと思います。

ただ、〇〇委員がおっしゃったような意味で相続税、財産の相続、贈与にまつわるところまで話を広げすぎると、この税制調査会で議論をする対象に含まれるのかどうかというところになるとなかなか悩ましいところ。つまり、今の段階では相続財産に対して地方自治体が直接課税する権利を持っていないということです。そこまで広げるとなると多少超越的な答申ということになるので、それをどこまで言及するかというところはあろうかと思います。少なくとも固定資産税は当然この調査会の対象としてよいものであり、かつ実際に後の章では対象としているということですので、それは問題ないかなと思います。

もう一つは、冒頭のところからですが、1～2ページのあたりで受益と負担という言葉が地方分権の推進のところの中で出てくるのですが、何に関する受益と負担なのかとか、誰の受益と負担なのかというところがわかりにくい文章になっていると思われるので、そこは表現を工夫したほうがいいのではないかなと思います。

最初は1ページの一番下のところに、受益と負担の関係が不明確になりがちだと書いてあるのですが、ここはおそらくその文章の頭にある地方の事業費にまつわるということなので、ここはあえて書かなくても何とか読めなくはないのですが、ただ、何の受益と負担かということは意識的にあらわしておいた方が、東京都民を含めて受益と負担について個々人が意識を強く関心を持ってもらいたいという意味においては、明確に記しておいた方がいいかなと思います。

2ページの2つ目のポツのところは、文章上も問題があると思うのですが、地方自治体の課税権や受益と負担の関係ときているので、地方自治体の受益と負担という話ではないはずなので、ここは地方自治体のというのは課税権までしかかかっていないということをはっきりさせる必要があるのではないかなと思います。その意味では、「課税権や」の後ろに、これをどういう形で表現するかは二通り考えられますが、住民の受益と負担というふうに、住民に受益と負担の関係の力点を置か、それとも公共サービスの受益と負担というふうにするかどうかだと思うのですが、そこは1つ前に地方自治体の、と付いているので、ここは地方自治体の受益と負担とは普通読まないはずではあるのですが、もう少し言葉を添えておいたほうがいいかなと思います。

最後に2ページ目の3つ目のポツ、今年8月に可決された云々というところなのですが、これは冒頭の1、地方分権の推進という節の末尾に書かれているという位置づけでありますから、このままだと結局は地方分権の推進という話は地方法人特別税の話かと思えてしまうような順番になっていると懸念いたします。そういう意味では、そこだけに力点があるわけではないというニュアンスが文章の順番で工夫できればいいのではないかなと思います。

ただ、かといってこの部分を前倒しするというのも文章のつながりとしても余りよろしくないなので、私が思うには、この地方税として復元すべきであるときた後に、もう一個、例えばもうちょっと一般論的に書くべきだと思いますが、地方分権を推進するためには地方自治体がよりよく説明責任を果たしていくべきだというようなニュアンスのことを付け加えてこの説を終えようというふうにしたら、地方法人特別税の話が結局は地方分権の推進という節の中心的な主張なのかと思われぬように工夫できるところなのかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

最初の点、6ページのところ、先ほどの資産の格差の問題で、金融資産課税の話、固定資産税の話ということでございます。固定資産税については最後のところに触れておりますので、1番は総論ですから、後ろに入っているところの重要なところを触れておくほうが必要だと思いますので、何らかの形で言及が必要であらうかと私も思います。

受益との負担の話は表現を工夫させていただきたいと思います。

地方法人特別税とその譲与税の件でございますが、これも後ろのほうに出てくるわけでございますけれども、前にも出しておこうという、東京都の観点が入っているところがございますので、今、御意見ございましたとお

り表現、これはまだ骨子ですので、最終的に案文にする段階でより落ち着いた表現にさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

〇〇先生、どうぞ。

【委員】 〇〇先生や〇〇先生の御意見、ごもつともだと思うのですが、5ページの上の方にあります少子・高齢社会にふさわしい税源の涵養を図っていく、それは格差拡大への対応でもあるというのが5～6行書いてあります。これはとても重要なことだと思っているわけで、〇〇先生の御意見の中では、例えば地方相続税の話は言うべきではないというお話ですけれども、私が言っている根拠はこの5ページにあると思っているので、これはきちんと残しておいていただきたいと思います。

地方相続税のような話は後からまた出てくるかと思っておりますので、そのときにお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇さんも先ほどちょっと話をしましたけれども、7ページの企業に対する受益と負担というのが経済学的にはわからないというようなのが1つです。個人で企業を持っていれば意味がわかりますけれども、出資されている株主もいますし従業員もいますし、多分その人たちに受益が行くのではないかと感じはします。負担の方もその人たちに転嫁される部分があるのではないかと思います。

それと、事実関係で、スウェーデンのことが書いてありますけれども、OECD 基準から言うと、スウェーデンの法人課税なり資本所得課税というのは高いのでしょうか、低いのでしょうか。

【小委員長】 企業課税のところは、恐らく前期の答申のときにもいろいろ御議論があつて、ここではそれを非常に短くまとめて書いてあるかと思ひます。スウェーデンは法人税の税率はたしか低かつたと思ひます。

【委員】 資本所得税も低いですか。

【小委員長】 資本所得税の税率は30%ぐらいですね。二元的所得税ですから30%ですね。ここにスウェーデンを入れると、議論の一貫性というところが出てくるかと思ひますので、考えさせていただきたいと思ひます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 大体先生方がおっしゃってくださったのですが、まず2ページ目のところで、実は私もここに地方法人特別税の話が入るのは違和感を覚えまして、むしろ〇〇委員とは違つて、これを残さない方法はないのだろうかという印象を持ちました。つまり、地方分権の推進という観点から、自主財源が必要だということはそのとおりなのですが、他方で、権限に見合った財源を確保できる税財政制度ということ、地方全体を見回して考え、かつ今日の交付税を通じて財政調整ができない場合の枠組みをどうするかという課題の中で、地方法人特別税の話が出てきたという経緯を考えると、この記述は浮いてしまうのではないかと印象も持ちました。そこで、もしこれをここに残すのであれば、書きぶりを工夫しないといけないのではないかと。恐らく、前段のポチのところ、社会保障を始めとする地方の役割はさらに大きくなるという中で、東京都もこれから高齢化がかなり進んで高齢者数は絶対的に増えるので、財政需要が増えていけばそれに対する自主財源の確保は必要だということは言えると思ひます。よほどうまく書いていかないと、ここにこれが突然出てきたという印象が強く、つながりがわかりづらい。ですので、むしろ地方法人特別税の議論は後ろにまとめて入れてしまった方がいいのではないかと個人的な感想です。盛り込むのであればもう少しつながりを工夫することが必要ではないかと思ひました。

次に、4ページ、ここで少子・高齢化、人口減少社会への対応ということで税財源の確保が言われていて、税

と社会保険料を合わせた負担のあり方について記載されているのですね。これまでの議論の中でも、ここは税制調査会なので社会保険料の議論というのはなかなか取り上げにくいと言われながらも、財源の確保や負担の公平性について考えるならば、社会保険料の問題は無視できないだろうという指摘が出されました。そういう意味で社会保険料の記述を盛り込んでいるのはいいと思うのですが、4ページ目の4つ目のポチでは、持続可能性の問題から見ても問題なので両方合わせた負担のあり方の検討が必要と書かれていて、持続可能性のことは指摘されているのですけれども、負担の公平性に関する記述がない。むしろ今非常に重要なのは、社会保険料負担の公平性の問題でして、これは相当深刻になっています。国保も介護保健もそうですし、その両方合わせた負担のあり方を考えるときに、もう一方で負担の公平性ということについても踏み込んでおくことが必要なのではないかと思いました。

4ページ一番下のところでは、負担のあり方としては分かち合いとか公平性に配慮したという対策は書かれているのですけれども、このページの真ん中の記述と一番下の記述との関連性が弱いのかなという印象を持ったところです。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

最初の点は、先ほどの地方法人特別税のここで書くべきか、あるいはもし仮に書くのであれば表現をということでした。後の方で地方法人特別税の話と地方財政調整の関係の話が入ってくるので、ここで片方だけ書いておくとバランスがよくないのではないかとということで、そこも書き方を考えさせてもらいたいと思います。

もう一つは、実は今期に入って社会保険料をこの小委員会で議論したこともございますので、この段階ではまだその話が余り入っていないところがあるので、議事録などを読み返しまして、ここでの表現にどう入れられるのかということを考えさせてもらいたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の地方法人特別税、特別譲与税の話のところをどうするかという話は、小委員長がおっしゃるように、後の方でたくさん出てきますということで、最初の前段のところの考え方で何もないというのも難しいのかなと思うのです。考え方としてはおっしゃるように、いかにうまく、こういうこともあると前出しをしておいて、それで後があるところとせざるを得ないと思うので、順番も含めてそのあたりはうまく表現で書いていただくしかないのかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。そのように考えさせていただきたいと思います。

それでは、2番に移ってよろしいでしょうか。2番はこの小委員会でも今年度の前半に議論してきました社会保障・税の一体改革と今の地方財政調整制度ということになっております。8月に法案が通って成立したのですが、そこで消費税の税率、地方消費税も含めて2段階で引き上げるということは決定されておりますが、その先をどうするのかということについてはいろいろと議論もあるようです。政党によっては消費税のあり方についていろいろな意見も出ているようですので、そこについてどう考えるかということもまた課題になってきています。今年度の議論を踏まえて中間報告骨子ということで出させていただいております。2番について御意見をいただければと思います。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 2番は大変議論の多いところかなと思っておりますが、最初の9ページ、そもそもなるのですけれども、940兆円に達する大変な財政赤字の問題が今回の消費税率引上げによって財政健全化に向けた第一歩として位置づけていきましょうというのが真ん中の表現ですね。第一歩として位置づけられるものかどうなのか、そのことは非常に疑問に思っ、書くとするば第一歩となることを期待する、くらいです。第一歩とはならないと思っています。非常に過大評価だと思うのです。

その直前に940兆円と書いてありますけれども、消費税の税率を上げてその分だけ税収が上がるという前提なのでしょうが、税収がずっと自動的に上がってくるという保証はないのですが、それはそれとして、940兆円を毎年30兆円、50兆円と返していきますというようなプランは全くないですね。一方的に税率だけ上げて社会保障は後回しということですから、そういう絵が描けていないのです。

財務省のホームページなどの概要を見ても、これによって財政による機動的対応が可能となると書いてありまして、それはそうでしょう。そこでは成長戦略とか事前防災とか減災分野とかいろんなことが新しく出てきて、資金の需要が予定されている。だとすれば、940兆円をどう返済していくのかという財政再建の第一歩はちっとも書いていない、位置づけられていないと思うべきではないだろうか。現実の話ですから申し上げますと、自民党は国土強靱化基本法という法案をつくっていますね。これは消費税率が上がったら約200兆円はその規模で強靱化のための予算執行ができるということでありまして。この法律が通ったら、公明党も公共事業に100兆円を集中させるという政策を出しているわけですから、財政健全化を余り過大に評価しないほうがいいのではないかと思います。書くとして、財政健全化に向けた第一歩となることを期待するというのが誠に穏当な表現ではないかと思って、感じたことを申し上げました。

【小委員長】 ありがとうございます。確かに報道などを見ておきますと、消費税率が上がって財政健全化になるはずなのですが、しかし、歳出のほうもこれで増やす余裕ができたのではないかという論調も一部では見受けられるように思います。前の方に歳出の見直しとか無駄の見直しということには触れておりますけれども、その関連でここまで言い切っているのかということについての御懸念かと思っておりますので、ここの表現も考えさせていただきたいと思っております。

この点について何か御意見ございましたら。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私も今の〇〇委員の御発言に同じ意見でございまして、健全化に向けた第一歩として位置づけられると書きますと、当調査会としてそういうふうと考えているととらえられるわけでありまして、今、〇〇委員が言われたような表現でいいのだらうと思っておりますけれども、私は位置づけられていると言うのも1つの方法かなと思っていただいております。

【小委員長】 財政健全化、財政の持続可能性についても総論で触れております。財政の持続可能性の確保というのは先ほどの1番で1つ項目を立てております。我々としてはそういう観点は非常に持っているということはあると思っておりますので、それとの関係で表現を考えさせていただきたいと思っております。

ほかは2番につきましていかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 14ページの最初に、地方消費税を社会保障に限定しないで一般財源でと書いてあるのは、それはそれとして意味があると思うのですが、それならば、受け身的な、国にそうなるようお願いするというような言い方はやめたほうが良いと思います。むしろ国の意向にかかわらず地方の総意として説明責任を果たしながら一般財源として地方消費税を今後確保していく、というようなトーンが現れるような形にした方がよいのではないかと思います。

結局、厳しい言い方をすると、今回12ページの表にあるような地方消費税及び交付税財源の消費税における交付税分の割合というのを主体的にどこまで地方自治体側から提案し、その裏付けをもって消費税率をゆくゆくは2.2%にするとか、交付税率を法定率19.5%にするとかということを書いてきたのかということ、私が知る限り、ほとんど国のサイドでこういうところで落としどころでしようというような決め方になっていないかと思っております。

金額、税率自体に云々するつもりはありませんけれども、少なくとも全体で10%まで消費税率、地方消費税率含めて上がるというこの局面ではこういう決着になったということではありますが、今後も引き続き消費税率が10%でとどまり続けるというほど日本の財政状況がよいとは決して思いません。そういう意味では、今後、何

らかの形で地方消費税、税率を上げるというような局面が今後出てくる可能性があると思っています。そうすると、その地方消費税の税率を上げるという局面では、やはり国が上げるかどうかということとは必ずしも関連づけられなくても、地方として必要だから上げさせてほしいと国民に訴えるという局面が今後はあり得ると思っています。そういう意味では、むしろそのときには一般財源として地方消費税を用いるということをより明確にしたような説明責任を果たせばよいのではないかと思いますので、その意味では今般の社会保障・税一体改革の局面では必ずしもそうではなかったという思いがあるとするれば、今後はそうではない新たな展開を考えたいというようなトーンで地方側から要望していくというようなことはあり得るのだと思います。

14ページは景気条項ですけれども、これは景気好転を前提とするというのは、確かにそう読めなくはないですけれども、私の理解では、極端に言えば時の内閣がこれをもって景気好転だと認識すればそのまま自動的に法律の条文に従って消費税率を引き上げるという話になっていって、これが文字どおり、成長率が高まらなければ実行されないというわけではないと理解しているので、前提にするとともにというところが強い表現になっているのかなと思います。

18ページの地方法人課税のところですが、昨年の答申とこの骨子の後ろに書いてある部分との間で表現に齟齬がある、そこは改めていただきたいと思います。先ほど〇〇委員もおっしゃいましたけれども、法人の受益と負担というのは経済学的に考えるとよくわからないというのはそのとおりで、私もそう思っているのです。18ページの最初のそもそもという点のところは、法人事業税は公共サービスの受益と対価に着目している、これは言いすぎていると思います。現に昨年の答申と同じ案文で23ページの上から2つ目のボツに、法人事業税は法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税。少なくとも昨年の答申にはそう書いてあるわけで、言ってもそこまでだろうと。受益と対価というところまで直接的な対応に言及するというのはいかかなものかと思いますが、18ページの最初のボツは書き改めていただきたいと思います。

18ページの3つ目、4つ目のボツ、要は法人二税は基幹税だという議論なのですけれども、確かにその書きぶりは昨年の答申の中でも書かれているのですが、昨年ではその前段に企業活動の国際的な展開についての言及があって、基幹税だという順番で書かれている。昨年の答申で言えば26ページになるのですけれども、我が国経済の国際競争力を高め活性化を図るためにはという話が最初にあって、最後に引き続き地方の基幹税として1つの役割を果たすという書きぶりになっているので、そこが抜けているというところは、私としてはこのままでは少し受け入れがたいと思います。ですから、国際競争力を高めるとか、活性化というような話が1つ基幹税というボツの前に入れていただいてということが考えられるかなと思います。

18ページの5つ目のボツのところの法人事業税については、中小法人の負担を引き続き配慮しつつと書いてあるというところですが、中小法人の負担というのはそうなのですけれども、大企業はどんどん負担を求めているのかと受け止められなくはない。東京の特性からすると、大企業の本社、本店があるというところに1つの経済的な重要な位置づけがあるということからすると、中小法人への配慮というのはあるのだけれども、それだけではなくて大企業に対する負担も過度にならないようにするというところについて配慮が必要であろうと思いますので、そこは中小企業だけのことにしか関心がないととらえられないような書きぶりをしていただけたらいいのかなと思います。

今の話との関連で23ページ、話の内容は地方財政調整制度の話に変わってはいるのですけれども、法人課税の話に関連する部分で4つ目のボツ、加えて法人二税がということなのですが、法人二税が地方の税源でなくなることが税源涵養する意欲をそぐという考え方は全くわからない、理解できないことであります。よく言われることは承知していますが、要は別に法人二税から直接取らなければ税源涵養にならないというわけではなくて、仮に東京都だけ率先して税率を下げて企業誘致が進む、それはなかなか日本経済全体のバランスを考えるといろいろ悩ましい問題はあるにしても、税率を下げることによって企業の誘致、地域産業の振興を通じて、所

得税なり固定資産税なりがより多く入るという意味においては、そちらの税源涵養はできているということですので、課税権を持っているから税源涵養に熱心になるということかどうかというのは、そう単純な話ではないのではないかと理解しております。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

いずれも昨年度の答申の表現、昨年度の答申をつくるに当たってもいろいろと御意見をいただいて、それを生かしてまとめたわけでございます。今日出しているのは、何度も申し上げていますが骨子でございますので、これを中間報告の文章にまとめる際には改めて答申を読み直して考慮させていただきたいと思っております。

1点だけ思うのですが、昨年度答申をつくるにもいろいろ議論になったのですけれども、受益と負担、特に法人企業に関する事業税の受益と負担の関係を考えたときに、御議論いただいているとおり、確かに法人というのは株主なり従業員なり消費者なり債権者なり、いろいろなステークホルダーがいて、そのステークホルダーの人たち、最終的には法人といっても契約ですから、そのステークホルダーの方々から税を負担してもらおうということに多分なると思っておりますので、しかし、受益を得るのも結局ステークホルダーの方々といったときに、それを受益と負担の関係とってよろしいのではないかと考えているわけです。そこを前回は原産地課税と表現させていただきました。そこを踏まえて今年度の中間報告について改めて答申をよく読んで表現を考えさせていただきたいと思っております。

どうぞ。

【委員】 私自身は、例えば骨子の23ページも昨年も同様の文言になっているのですけれども、この骨子の23ページの2つ目のポチのところ、法人事業税は法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益に着目したという多少含みがある表現になっているところまでは許容しているということですので、公共サービスの受益と対価と言われると、それは強すぎるということで申し上げます。

【小委員長】 趣旨はわかりました。ほかはいかがでしょう。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 軽い意見と少し重い意見とがあるのですが、14ページ、景気条項のところで下のポチ、行政に対する国民の信頼回復に向けた取組を進めることも必要であるという、前段から受けてこういうことになっているのですが、ここは細かいことで申しわけないけれども、これは「も」なのですか。取組を進める「ことも」必要なのか、「ことは」特に必要なのかということです。私は全体の流れから言うと、「も」ではなくて「は」特に必要と書くべきだろうと思っております。

というのは、24ページを見ると、下から7～8行目、ポチの後ですが、今必要なのは行政の無駄遣いを徹底的に見直すとともにというふうに必要なことを1、2、3と書いてあるのです。その一番最初が行政の無駄遣いを徹底的に見直すことと主張しているわけですから、ここでは行政の無駄を徹底的に見直し、行政に対し国民の信頼回復に向けた取組を進めることは特に必要であるとしたほうがよろしいのではないかと考えております。全体の流れから言うとそうなるべきだということです。

これは軽い話ですけれども、15ページ、ここは御議論になるところだと思います。ポチがありまして、消費税は所得に対し逆進的であり、低所得者層の負担が大きという意見があると書いてありますが、私は、「意見がある」ではなくて、これが本質だと思います。消費税という大型の間接税の本質をここに書いてあるので、単なる意見ではないと思っております。これに対して言う文言が3行ありますが、ここでは要らないと思っております。いずれにせよという文言も要らない。それが消費税率を引き上げる際には低所得者層に何らかの配慮をすることが必要であるという下の文章に結びつくわけですから、真ん中にある不要なところは取ったほうがよろしいかと考えております。

【小委員長】 ありがとうございます。前の方の点につきましては表現の問題にもなってくるかと思っておりますので、行政の無駄を徹底的に見直すこともではなくて、これは優先課題なのでそちらを特にという形で改めるべきだという御意見かと思っております。ここは表現を考えさせていただきたいと思っております。

2点目は、15ページの上から6行目の2つ目のポツがあるところでございます。これは消費税の逆進性の評価に関する、あるいは税制全体として対応すればいいのではないかという御意見があるということについて、ここでどう表現すべきかということでございます。これにつきまして、〇〇委員からただ今御意見があったわけですが、これについて何か御意見ございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私は一時点の所得のみをもって担税力を評価するのではなく、消費税は生涯を通じて経済力をより正確に反映するという意見を持っておりますので、片方削除するならば両方削除してもいいのではないかと。いずれにせよというか、つまり、低所得者の配慮が必要だという話が結局は言いたいということであればそこに限定して書けば特段ここで言い争いをするような話を持ち出すまでもないのかなという気はいたしております。

そもそも私は逆進的という言葉遣いは学術的に考えると誤った使い方だと思っていて、むしろ累進的でないと言いたいということだとして逆進的とおっしゃる方の意見を咀嚼して聞いております。実際は所得税は生涯を通じてという意味で言えば比例的な税になると、もちろん、遺産を残した場合とかそういうのは別のいろいろな考え方がありますがけれども、少なくとも単年度での逆進性というものは緩和されるはずでありまして、貯蓄をする人もいずれそれを消費する段階で消費税を払うということになるということからすれば、逆進性はそれだけ緩和されるはずです。

ただ、累進的でないということはそのとおりだと思います。消費税は累進的でない。だからこそ、低所得者に高所得者がもっと負担をしてもらいたいと思っている割には低所得者に消費税で負担を求めている結果になっているということだからこそ、俗に言うところの逆進的という話につながってくるのだらうという理解を少なくとも持っているので、別に逆進性という学術用語をここで文章にして、ああだこうだというまでもないのではないかと。だからこそ、最後の消費税率の引上げに際しては低所得者層に何らかの配慮という話に限定してもいいのかなとは思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。ほかの委員、このことにつきましてはほかにかがでしよう。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 消費税は所得に対して逆進的でありという書き出し、これが逆進的という表現が当たらないとおっしゃるわけなのだけれども、例えば今回の消費税の税率改正で収入が400万円ぐらいの人から600万円、800万円、1,000万円の場合と試算をしてみますと、400万円ぐらいの世帯の人々で実際には9万円ぐらいは消費税の負担が増えるだろうと。これは大体2.27%ぐらいです。800万円ぐらいになると、絶対額が増えて15万4,500円ぐらいになるのですけれども、しかしながら、その負担率は1.9%です。1,000万円ぐらいになると、確かに16万円の負担をしますから、負担の金額、絶対額は増えますけれども、負担率から言うと1.6%ぐらいで落ち着くのです。税理士会としては、これは逆進的だという表現をさせていただいているのであって、所得の低い人のほうが重い負担になるだろうと考えているわけですが。これは意見ではなくて本質ですから、「意見がある」と書くのはいささか軽い表現ではないか。書くならば、負担が大きいと言われていると書くべきではないのですか。低所得者層の負担が大きいと言われていいるぐらいがいい表現ではないかと申し上げておきます。

そう言われているから下の消費税率を引き上げる際には、低所得者層に何らかの配慮をすることが必要であるということに結びつくわけですが。下のパラグラフに結びつかないことは必要でないと思っ、これは要らないと言ったのはそういう判断で申し上げました。

〇〇先生にお聞きしたいのですが、もし先生の御主張が一時点の所得のみをもって担税力を評価するのではない、これは私もわかるのです。だとしたら、生涯を通じて消費税の負担は先ほど申し上げた1.6%から2.何%になるという負担がどうして是正されるのかというのがわからないのです。負担の公平性が是正されるためには、低所得者は、いずれ高所得者になれるという前提があること。また、高所得者は、いずれ低所得者にもなるという前提があったら生涯を通じてそうだと思うのですが、税の本質としてはそうではないのではないかと考えているわけです。

所得イコール消費プラス貯蓄ですから、所得の低い人は消費にお金を使い、幾らたっても貯蓄には回らないわけであります。私のような老人は、息子の世代と比べて見ると圧倒的に消費が少ないので、所得が貯蓄に回ってしまうのです。そういうことが、格差の拡大と不安定な社会を生むことになる。消費税のような税収だけみると財政としては安定的かもしれないけれども、社会の構造を維持する税としては不安定な税ではないかと思うわけだから、今の逆進的であるところに特に着目して対策を講じる必要があるというのが我々の意見なのです。そのところは低所得者が高所得者になる、高所得者が低所得者になる機会がしばしば訪れるということも前提にしていないからなのですが、違いますか。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私は消費税が累進的だとは言っていません。つまり、高所得の人からもどしどし負担率が高く取れる税に消費税がなっているとは思いません。ですから、累進的ではないということです。ただ、逆進的と言われているほど、つまり、単年度で見たら逆進性というのは先ほど数字も挙げられましたけれども、複数年長い目で見るときにはそこまで逆進性と呼ばれる現象は強くなって、緩和されるだろうと。つまり、低所得の人が高所得のようになるとは思いませんけれども、高所得の人が引退して所得がなくなる、今までの貯金で老後の生活を送るというようなことはいろいろと多くの方がそういうケースがあると思っています。ですから、高所得の人が現役時代により多く貯金をしつつも、引退後にはその貯金を取り崩して消費をする。消費税というのはそもそも所得を稼いだ時期と無関係に消費税を支払うというところに税の本質があると思いますから、そういう意味では所得があるときの負担率だけをとって消費税の負担率と言うべきではなくて、所得が老後になくとも消費税を払い続けるという部分が生涯にはあって、まさにその部分で逆進性が緩和されることにいずれなるということだと思います。

もちろん、そもそもなぜ単年度でこんな逆進性のような数字が出てくるのかと言えば、明らかに貯蓄率、消費性向の違いがそうさせるわけで、それ以外の違いによって生じるということは日本の消費税制では考えられない。非課税品目はそんなに顕著に多いわけではありませんし、単一税率ですし、そういう意味では今の日本の消費税制を前提とした場合には、逆進性の源というのは基本的には貯蓄率の違いないしは別の言い方をすると消費性向の違いによって生じているということですから、つまり、高所得の人はいつまでもずっと低い消費性向、高い貯蓄率であり続ける。現役時代も高い貯蓄率であれば引退して所得がなくなっても引き続き高い貯蓄率になるとは思いませんから、その部分で逆進性は緩和されることになる。

ですから、私が申し上げていることは〇〇先生と完全に違うというつもりではなくて、むしろ表現の問題だと思っていますのですけれども、逆進的であるとおっしゃりたい気持ちはわかるので、そういう意味では私の言葉遣いで言えば累進的でないと言えれば、まさに同じ現象を指していることになっているでしょうし、私自身もそういう累進的でないということは、すなわち高所得の人からとっている消費税の負担率に比べれば、低所得の人の負担率も余り変わらないという程度においてかなり低所得の人に重い負担をさせているという所得再分配の観点から見れば、何らかの別途の配慮が必要になる。消費税を課税しただけでは問題が解決しないという話にたどり着くのではないかと。別の言い方をすると、低所得の人が重い負担を負っているから問題だとおっしゃると思うのですが、私の認識で言えば、低所得の方が高所得の方と同じぐらいの負担を負っているという意味

において所得再分配上問題があるということなので、言っていることは結局同じことなのではないかという気もするのであります。

【小委員長】 ありがとうございます。

この中間報告にどう書くかというのは、なかなかここだけを取り上げて詳しく書くのは難しいのですけれども、恐らく言われていることは、確かにいろいろなところで今回の税制改革に関して試算が出されていると思うのですが、そのとき多分消費税の負担というのは、今年の所得に対して今年の消費、そして今年の消費税負担を計算すると逆進的だという計算であると思うのです。貯蓄した部分が将来消費に回るといときの将来の消費税負担は負担に入れていないのでしょう。ということになると、貯蓄が将来負うであろう消費税負担を入れなければ確かに逆進的に出てくるというのはそのとおりです。となると、あとは今、〇〇委員が言われたように、将来その貯蓄が全部取り崩されるのであれば比例税であるという見解かと思うのです。相続も入ってくるとまた話は複雑になってくるわけですが、その話を中間報告に入れるとなると大変複雑なことになりますので、そこをどう表現すべきかということについて、今のお二人の発言を確認させていただいた上で考えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 大都市の財政需要について幾つか言及されています。まず1つは、譲与制限のところの総務省側のロジックはどういうロジックなのですか。

あとこの総務省側の議論なのですけれども、基準財政需要というのは完璧ではないと。基準財政需要でとられていないところは留保財源のところで見ているというのが総務省の議論だと思うのですけれども、基準財政収入、標準的な年収の4分の1は手元に残るわけですから、東京都はその分金額的にも多くなりますね。それを考慮しても足りないという議論なのかということです。要するに総務省があるロジックを出しているわけですから、基準財政需要額で足りない部分は留保財源で見てくださいというのがありますのでそれですね。

そこら辺の議論と地方譲与税の譲与制限のロジック、これは総務省側のロジックとだと思えますけれども、どうかかわるのかなという感じです。

【小委員長】 東京の財政需要を見ているかどうかについては、ここでもいろいろ議論が実はあったわけですが、譲与制限についての議論もたしかここであったかと思えます。そこをこの中間報告では議論を踏まえて書いているのですが、ここはどうでしたか。総務省の譲与制限を設けている理由というのはどこかに書いているのですか。

【税制調査課長】 やはり地方交付税の不交付団体としか書いていないのです。お尋ねが前のときにこの話を出したときにありまして調べたのですけれども、特に地方交付税の不交付団体であることという以外は見つかりませんでした。

【小委員長】 要するに譲与税のもとの論理というのは、本来地方税なのだけれども、しかし、地方税の徴収コストといったことを考えて国が徴収したほうがいいのかという話があったのですが、それだと不交付団体だけ譲与制限する話にはならないので、譲与税の中に交付税的な論理を組み込まないと多分できないのだろうと思うのです。それは表に出てこないのですか。

【税制調査課長】 総務省がつくっている趣旨が書いてあるようなものは見たのですけれども、そこには書いてありませんでした。

【小委員長】 譲与制限された理由を、さらに確認が可能であればしますし、もし確認ができないということであればそれはこの主張を行うことも可能ではないかと思えます。

もう一点の大都市の財政需要、基準財政需要額に見られていない場合に留保財源の対応を東京都の場合にはできているではないかという話でしたか。

【委員】 私がよく総務省の人から聞くのは、基準財政需要額というのは完ぺきではないのだけれども、その

部分は留保財源のところでも面倒見てよという制度設計になっていますという説明をよく聞くのです。

【小委員長】 基準財政需要額が全てのカバーをできていないというか、していないことはそうですね。全部カバーできるのであれば留保財源は要らないという議論が出てきて、100%という議論があるわけですので、それは実質的にはそうだと思います。

【委員】 そういうふうに反論されるのではないかとということを申し上げています。

【小委員長】 団体の規模と関係がないのではないかと思います。どこでも同じことではないかと思います。

【委員】 特にもらっているところはそうですね。不交付団体はそういった意味では特に大きいですね。

【小委員長】 多分前にも確認したと思いますが、別に東京都が地方交付税をよこせと言っているわけではないのです。そういう話をしているわけではないということは確認しておきたいと思います。

【委員】 基準財政需要額を正確に設定できないとは思いますが、設定できた場合に、それでもかつ不交付団体だったらこういうことは言えないと思うのです。

【小委員長】 これまでの議論の経緯を確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 細かい点なのですが、13ページの一番下のところで、地方がその役割に応じて自由に使える財源の確保ということなのですが、自由に使えるという表現には非常に違和感を覚えました。むしろ柔軟にということですね。地域の実情に応じて柔軟に使えるということなので、表現を工夫されたらいいのではないかと思います。

次に、15ページの真ん中のところで、消費税の軽減税率の話が記載されているのですが、この書き方だと今回の税率引上げの際にも軽減税率を適用すべきと読めてしまうところがあって、軽減税率は政策効果があって、配慮が必要だというのは、それはそのとおりなのですが、今回の消費税引上げの中でも入れていくべきかどうかというところ、もう少し先々の財政需要ということを考えて言っているのか、その辺どういうトーンでいくのかというところが、これだけだとわかりづらいいかなという印象を持ちました。

以前に〇〇先生がおっしゃっていましたが、EU諸国などは結局実効税率を見ると軽減が入っているから8%ぐらいとかとおっしゃいましたね。

【委員】 所得層によりますけれども、私の学生のときは5%ぐらいだったです。

【委員】 これは税込全体の規模にも関わってくる問題なので慎重な書きぶりが必要かなと思ったところです。

あと1点、19ページの一番上のところで、今度は個人住民税の税率について一の率ではなくて独自の税率構造を適用できるようにすべきだと。これに異論はないのですが、最後のところで独自の判断で累進税率を適用できると限定してしまっているの、むしろ独自の税率構造をつくれるという表記にそろえてしまったほうがいいかなということです。

最後、21ページと24ページにかかるところで、大都市の財政需要のところ、東京は日本を牽引する役割を担っているという話が出てくるのですが、21ページの上から2つ目のポチでいうと、財政需要がその効果が全国に波及するという言い方がよくわからなくて、要するに大都市としての機能を強化するような財政支出を都が行えば、その効果が全国に波及するということなのかもしれないのですが、その効果自体もよくわからないのですが、少なくとも書き方は意味が通るように直しておいたほうがいいということです。

24ページの上から5つ目のポチのところ、産業政策で地域の活性化を図って、自治体間における経済格差の縮小を図っていくことが大事だと書いているのですが、これも私は違和感があって、行政の役割としてこれだけの支出を行っていくことがその地域の経済にどのくらい波及効果をもたらすのかということですか、それによって経済格差の縮小が図れるのかどうかという、そこまで書いてしまっているのかなというのが心配な

ので、ここは書き方を工夫したほうがいいと思いました。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。いずれも書き方ですね。それぞれの制度の本来の目的を超えた表現もあるのではないかなという話かと思しますので、これも考えさせていただきたいと思います。

先ほどの軽減税率の話ですが、特にここで軽減税率を適用すべきと言ったことはないですし、私もそう思っていないのですが、もしそういうふうに読まれるようなおそれがある表現だという御懸念でありましたら、これはより慎重な表現にさせていただきたいと思っております。

軽減税率に一定の政策効果が期待できるという趣旨ではないので、そこは見直しをさせていただきたいと思っております。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の〇〇委員、〇〇委員の意見を聞かせていただいているほどと思ったのは、特に財政調整制度にかかわる部分で、東京都が置かれている悩ましい立ち位置がこの文章ににじみ出ているという感じがあって、つまり交付税を東京都ももらいたいというわけではないと小委員長がおっしゃったように、そういう話であるのだけれども、かといって財政調整が不十分だと地方譲与税の譲与制限というところにとぼちちりが来ているということについてはいかなものかと思っているということなのです。

それはそれとして、大都市ならではの財政需要が生じているということと、今の問題とにどういう形でうまくつなげるかというところが接続の整理が必要で、つまり、財政需要という言葉、まさにこの4文字の言葉からすると、当然のことながら基準財政需要を想定しているかのような文言なのですけれども、先ほど〇〇先生もおっしゃったように、基準財政需要がちゃんと大都市ならではのものを見てもらったからといって東京都が交付団体になるということはないということだとすると、見てもらってもしようがないと言ったら言い方は悪いですが、もちろん、東京都の市町村のことを慮っておっしゃっているのだったら別ですが、東京都だけのことを考えると、基準財政需要の中に大都市の財政需要を埋め込んでもらっても、交付団体にならない限りにおいては余り本質的な意味はない。

ただ、財政需要の話を訴えるということは、交付税の話だけ言いたいわけではない。つまり、税源が必要なのでちゃんと税源を東京都にもたすようにしてそういう仕組みにする必要があるということで、だから譲与制限などというのはしなくていいのではないかなという話につながるのではないかと理解しましたので、そういう書きぶりに読めるように布石を打つような表現にしたりとか、ここは別に交付税の話とは直接はつながっていないというような話を明確にしたりとか、ないしは交付税制度の財政調整制度のある種不完備が譲与制限につながっているのではないかなという話に考えるのならば、そこをより明確にするとかという工夫が必要になってくるのかなと思います。

〇〇先生が先ほどおっしゃったところでは、財政需要という話、21ページのところは私も表現を改める必要はあるのかなとも思います。ただ、書いている意味はわかるので、財政需要という言葉に引きずられすぎている表現になっているので、全国的に波及するのは財政需要の効果が波及することよりかは、そういう財政需要があってインフラ等を整えたことによる波及効果とか外国人旅行者が東京を入り口にして入ってきたということに伴う波及効果とかというような2段階ないし3段階目がある。第1段階は東京で始まるのだけれども、第2段階、第3段階と及ぶ波及効果が全国にあるというような順番で書くといいのではないかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。いろいろ御示唆をいただきましたので、並べる順番とか表現とかいろいろ考えさせていただきたいと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 15ページの、先ほど〇〇先生がおっしゃった軽減税率、確かに先ほどの先生の御意見のようにし

いただければと私も感じておりました。

16ページに消費税清算基準の話をしているのですが、昼間の人口移動が激しいという我が国の特性も踏まえつつ十分議論していくことが不可欠であるというような結論になっているのですが、どういうふうにしたいと言っているのかわかりません。現状を維持せよということを言いたいのか。なぜならば、東京都は昼間人口は多いですね。動く人たちが東京都内で消費してくれるので、小売売上高の販売額が指標に入っていなければ問題だけでも、そこに指標として75%入れているということもあるし、従事者数ということも指標の中に入っているとすると、東京都が今の仕組みでいいのか悪いのかというのが、最後の結論のところで見えてこないと思います。

17ページ、前も書いたかと思っているのですが、賦課徴収というところですが、地方消費税は国が賦課徴収しているのか。徴収はしています。しかし、消費税そのものは課税標準も税額も納税者の申告によって第一義的に確定していますから、そこを賦課とまでは言うことはないのかな、徴収しているということによろしいのかなと思っております。だから、地方自治団体はその後にも賦課徴収と書いてあるけれども、賦課するのですか。そうではなくて、今の申告納税制度の中で徴収していく。納税者の申告が事実と違っていれば調査することになるので、賦課課税とまぎらわしく、一貫してそれが使われているのはどうかという感じがして読ませていただきました。

お願いなのですが、18ページ、先ほど〇〇先生からも御指摘があった法人事業税についての記載ですが、中小法人の負担につき引き続き配慮するのはそのとおりですが、外形標準課税の表現の位置がよくないような気がしまして、中小法人の負担に引き続き配慮した外形標準課税を維持しつつというふうにつないでいただいで、効果がある付加価値割などの充実を図り、としていただいたほうがよろしいのかなと読みながら感じております。

【小委員長】 ありがとうございます。表現につきましていろいろと見直しをさせていただきたいと思っております。地方消費税の賦課徴収の制度についての表現は正確を期したいと思っております。

何度も申し上げますが、これは骨子ですので、これを文章にする際には今日いただいた意見を踏まえて改めてより充実した案を出させていただきたいと思っております。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 25ページの地方法人特別税のところですが、4つ目のポチ、この措置は云々、地方税としての性格が失われてしまうと書いてあるのですが、地方法人特別税は国税になったわけですので、地方税としての性格が失われるという書き方でいいのでしょうか。そこを疑問に思ったのです。

【小委員長】 これは制度上国税になっているわけですので、要するにこれは事業税だったときは地方税だったということなので、そこを意味としてはそのとおりなのですが、表現を考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【委員】 もう一つ質問なのですが、12ページで消費税の地方交付税への交付税率の問題ですが、消費税の税率が上がると地方交付税率が下がっていくというのはどういう意味かわからないのです。一方において消費税の地方交付税分は率として上がっていると書いてあるのですが、その意味がよくわからないので教えてくださいませんか。

【小委員長】 ここは12ページに表がありまして、うち交付税分と書いてあるところの法定率が下がっていくということでしたか。今、29.5%だったものが19.5%まで下がるということで。これは国の消費税の税率が上がりますので、要するに国の消費税のほうは4%から7.8%まで上がりますので、4%に29.5%をかけると1.18%ですけれども、7.8%に19.5%かけると1.52%ということになるので、結果としては国の消費税全体のパイが増えるために、法定率が下がっても地方交付税は増えるという仕組みかと思いま

す。

【委員】 法定率が下がっても地方交付税としては増えるということなのですね。わかりました。

【小委員長】 先ほどの表現については申し上げたとおり調整させていただきたいと思います。

それでは、3番目のところ、その他の検討事項ということで、公平な徴収を担保する仕組みとこれからの固定資産税制というところにつきまして何か御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 32ページのリバース・モーゲージというのが固定資産税で出てきているのですが、これはリバース・モーゲージにわざわざする必要はあるのかなという気がしていて、リバース・モーゲージにしてしまうと多分使わない人がいっぱい出てくると思うのですけれども、払えない人は単に債務ポイントを累積していつて相続する段階において先に債務を取るような権限を国に制度としてつくってもらおうというのがいいような気がするのです。実質は同じことです。

【小委員長】 たしかこの委員会で議論があったときに国と地方の債権者としての優先順位の問題とかいろいろあったかと思います。国の税が1番でみたいなことになってくると優先順位がどうなのかという議論があってそこで出てきたのでしたか。ここは前の議事録を確認させていただきたいと思いますが、御意見としてはリバース・モーゲージの話は余り載せなくてもいいのではないかということでしょうか。

【委員】 取り上げることは必要なのですが、プラスお年になって現金収入がなくなって払えない方は多分いらっしゃると思うので、それは債務ポイントでやって、相続のときに相続者に渡さない。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 時効があるのではないですか。

【委員】 それもなくさないといけない。

【委員】 時効がなくなると〇〇先生がおっしゃったことはできないので、時効をなくして〇〇先生のおっしゃったことにするか、それとも時効があることを前提にリバース・モーゲージを活用するかという話になってくるのではないかと思います。

【委員】 次の丸ポチがあって、実際にリバース・モーゲージが使われていないという話があるので、多分使われないと思うのです。国家権力をつくって無理やり取り上げないといけないので、あとは国と地方とうまく制度をつくっていただく。地方としては国にそのように働きかけるというのが東京都の税調としてはふさわしいのではないかと思います。

【小委員長】 時効をなくすと、これも徴収のほうのコストがまた大変だという御議論が出てくるかと思いますが、そういう議論もたしかあったような気がするのですけれども、提言という形で。

【委員】 通常の所得税なり住民税のものとは違いますね。もうそこにあるのだから。

【小委員長】 固定資産ですから、家はともかく土地はなくなりません。

【委員】 家もどんなに古くなっても帳簿上は資産ゼロになりませんから。

【小委員長】 これは中間報告の段階でどう書くかは置いておいて、答申に行くところはどういうふうにかけるのか考えたいと思います。ありがとうございました。ほかはいかがですか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 最後のところですが、不動産の無償取得に対する地方税を強化するというのはやや唐突に書いてあるのですが、これは前から言っている相続税の課税標準の中にも地方税にふさわしいものがあるのではないかとことを申し上げていたので前回入ったと思うのですが、この表現はよくわかりにくいですね。もう少し書いていただきたい。希望を述べれば、相続税課税標準のうち不動産を地方の課税標準とし、地方税を強化するというふうにした方がよろしいのかなと思います。御異論があるのはわかっていますが、最後に少ししか書いていない

からお許しいただきたいと思っているのですが、どうですか。

【小委員長】 この表現はなかなか難しいところがございます、前回の答申からいろいろ考えているところではあるのです。今、地方には不動産取得税という税はあるわけですが、あれは普通は買うことを前提としてやっている税なものですから、その課税標準が合わない面があるわけがございます。ただ、御意見でございますので、そういう制度をどう見直す余地があるのかということを含めて御意見として書かせていただいております。

【委員】 不動産取得税は法人にも及びますけれども、今、申し上げているのは法人に全く及びませんからね。

【小委員長】 ここについてはいかがでしょうか。中間報告ということで1年目ということで、余り詳しく書いてしまうと答申に書くことがなくなってしまうので、どこまで踏み込むべきかということはございます。何度も申し上げたとおり、昨年度出した答申を踏まえて、しかし、今年度のいろんな課題、行政の変化に応じて今年度の中間報告という形でまとめさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 33ページの下から2つ目のポツのところ空き家対策の話ですが、負担増については慎重な検討が求められると書いてあるのですが、慎重というのは余り前向きには検討しないというニュアンスなのではないかと受け取られかねない。そういうことを言いたいわけではないと思うのですが、慎重という言葉をあえて使わずに、きめ細かい配慮を持った検討が求められるとか、そんなような感じで書いていただけるとありがたいと思います。

【小委員長】 御発言の趣旨はよくわかっておりますので、今の段階でこう書いてある趣旨もおわかりいただけるのではないかと思います、こちらで考えさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、今日いただいた御意見を踏まえて、次回、中間報告案ということで提示をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

案文は事務局とも相談しながら作成させていただきたいと思っております。そこで、第5回で再度御意見をいただければと思います。

それでは、本日の議事を終了いたします。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして大変ありがとうございました。

これもちまして第4回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —